

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		屋外広告業の更新の登録
根拠条例・規則名		さいたま市屋外広告物条例
条 項		第 2 7 条 第 3 項
所 管 部 課		都市局 都市計画部 都市計画課 (電話 : 048-829-1409)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<ul style="list-style-type: none"> ・登録申請書及び添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、もしくは重要な事実の記載が欠けていないこと。 ・登録申請者が次のいずれにも該当しないこと。 <ul style="list-style-type: none"> ①登録を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者 ②登録を取り消された屋外広告業者(法人)の役員であった者(取消しがあつた日前30日以内に役員であった者に限る)で、取消しがあつた日から2年を経過しないもの ③営業の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者 ④屋外広告物条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 ⑤法人の役員、又は屋外広告業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の法定代理人(法定代理人が法人である場合にあってはその役員を含む)が、①から④のいずれかに該当する者 ⑥営業所ごとに業務主任者を選任していない者
	設定等年月日	平成 18 年 10 月 1 日 設定 平成 24 年 3 月 21 日 最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定。 (登録の申請に必要な手数料は、手数料納付窓口となる金融機関へ納付することとなり、申請者の都合により、納付完了の日程が異なるため。)
	設定等年月日	平成 年 月 日 設定 平成 年 月 日 最終改正
備 考		